



2026 年 8 月 12 日

各 位

上場会社名 株 式 会 社 エ フ オ ン
代 表 者 名 代 表 取 締 役 島 崎 知 格
(コード番号：9514 東証スタンダード)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 小 池 久 士
(TEL：03-4500-6450)

株主提案に対する当社取締役会の意見に関するお知らせ

当社は、当社株主より 2026 年 9 月 25 日開催予定の当社第 30 回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます）において株主提案（以下「本株主提案」といいます）を行う旨の書面を受領しましたが、本日開催の取締役会において本株主提案について検討した結果、本株主提案に反対する決議をしましたので下記の通りお知らせいたします。

記

1. 提案株主

個人株主 1 名

2. 本株主提案において提案された議題

(1) 剰余金の配当等の決定機関に係る定款一部変更の件

現 行 定 款	変 更 案
(剰余金の配当等の決定機関) 第46条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定める。	(剰余金の配当) 第46条 当社は、株主総会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行うことができる。
(剰余金の配当) 第47条 当社は、基準日における最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行うことができる。	(中間配当) 第47条 当社は、取締役会の決議により、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行うことができる。
2 当社の期末配当の基準日は、毎年6月30日とする。	
3 当社の中間配当の基準日は、毎年12月31日とする。	
4 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。	

(2) 剰余金処分の件

上記(1) 剰余金の配当等の決定機関に係る定款一部変更の件が承認可決されたことを条件に期末配当金を次の通りとする。

①配当財産の種類

金銭とする。

②配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金30円とする。

この場合の配当総額は649,049,520円となる。

③剰余金配当が効力を生ずる日

2026年10月16日

3. 本株主提案の内容及び理由

添付別紙「本株主提案の内容」に記載の通りです。なお、別紙「本株主提書」は、提案株主より提出された株主提案書を原文のまま掲載したものです。

4. 本株主提案に対する当社取締役会の意見

(1) 剰余金の配当等の決定機関に係る定款一部変更の件

①当社取締役会の意見

当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

②反対の理由

当社は、株主還元を重要な経営課題の一つと認識しております。

一方で、当社グループは、木質バイオマス発電事業、電力小売事業及び山林事業を展開しており、事業環境の変化に対応しながら、中長期的な企業価値向上を図るため、継続的な成長投資及び事業基盤の強化を進めております。

配当政策については、株主還元のみならず、将来の投資計画、財務健全性及び事業環境を総合的に勘案し、機動的に判断する必要があります。

このため、当社は2007年9月19日開催の第11回定時株主総会において、取締役の経営責任をより一層明確にするとともに、変化の激しい経営環境に対応した機動的な資本政策及び配当政策を実施することを目的として、剰余金の配当等を取締役会の決議事項とする現行定款への変更についてご承認いただきました。

当社は現在においても、株主還元を重要な経営課題と認識しておりますが、企業価値向上及び株主共同の利益の観点から、資本政策及び配当政策を機動的に実施できる現行制度は合理性を有しているものと考えております。

したがって、本株主提案には反対いたします。

(2) 剰余金処分の件

①当社取締役会の意見

当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

②反対の理由

当社は、安定的かつ継続的な株主還元を重要な経営方針の一つとしております。

一方で、当社グループは、電力小売事業の拡大、木質バイオマス発電事業の競争力強化、山林事業の収益改善等を重要な経営課題として取り組んでおります。これらの取り組みを着実に推進し、中長期的な企業価値向上を実現するためには、継続的な投資及び財務基盤の維持が必要であります。

配当政策については、単年度の業績のみをもって判断するのではなく、事業環境、投資機会、財務状況及び将来の成長戦略を総合的に勘案し決定すべき事項であると考えております。

当社取締役会は、株主還元と成長投資との適切なバランスを図ることが、中長期的な企業価値向上及び株主共同の利益に資するものであると判断しております。

したがって、本株主提案には反対いたします。

以上

株主提案書

2026 年 7 月 10 日

株式会社エフオン 代表取締役 島崎知格 殿

株主名省略

会社法第 303 条に基づき、下記のとおり提案する。

I 1 提案の内容

社員の皆様に心より感謝しつつ、下記の理由に基づき、配当金に関する議決は株主総会の議決事項とする旨定款に定める。

2 提案の理由

取締役会の議決をもって配当金に関して決定をすることには、『株主の意思』が全く反映されていない。例えば、過去 9 年間（2017 年から 2025 年まで）、「1 株当たり年間 8 円」の配当金しか実施されていない。全く「増配」されていない。仮に、2026 年 6 月期も「8 円の配当金」であれば、10 年間も「増配」が全くないということになる。これで、『十分な株主還元』又は『株主重視』と言えるのであろうか。

II 1 提案の内容

上記の提案が承認された場合、改めて 2026 年 6 月期の配当金を 1 株につき 30 円とする。

2 提案の理由

(1) 2018 年の「1 株を 1.2 株にする株式分割」以来、「株式分割」が実施されていないということ、(2) 「自社株買い」は 1 度も実施されていないということ、(3) 2018 年 6 月 11 日の株価 1,508 円をその後、未だに 1 度も超えていないということ、(4) 2025 年 12 月時点の 1 株純資産（解散価値）、即ち『28 年間の永きに亘る社員の皆様の努力の結晶である利益の蓄積』が『1 株当たり 887 円』もあるにもかかわらず、本年 7 月 1 日の株価は、わずか 314 円にすぎない。

東京証券取引所が、2023 年 3 月 31 日に全上場企業を対象として要請している「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」及び 2024 年 2 月 1 日に同所が発表した「投資者の視点を踏まえた『資本コストや株価を意識した経営』のポイントと事例」（傍点、提案者）の主旨に基づいた『適切な配当性向（株主還元の積極性を示す指標）に基づいた適切な配当金』がエフオンの株価、即ちエフオンの企業価値を向上させるためにも必要なのではないだろうか。

さらに、株式配当は年 1 回のみであるので、株主重視の観点から『中間配当』を実施するべきであろう。株主が中間配当金でエフオンの株式を買い増すことも期待し得るのではなかろうか。“株主による自社株買い”である。

なお、本提案書の受領は、当然のことであるが、「適時開示」して頂ければ、幸いです。

お手数をおかけ致しますが、宜しくお願い申し上げます。

以上